

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成25年7月30日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 岡田 直樹 監察監督官 雨森 哲生 電話 03 - 3512 - 1612
----	---

## 墜落・転落防止を重点に287箇所の建設現場を一斉監督 ～うち半数以上に労働安全衛生法違反あり～

東京労働局（局長 伊岐 典子）管内における建設業での休業4日以上死傷災害件数は、平成24年1年間で1,429件（平成24年確定値。平成23年1,439件。）となっており、前年比で0.7%減少した。しかし、建設業における死亡災害は26件（同確定値）と前年と同数であり、全産業の死亡災害（同確定値で82件）に占める割合は31.7%と依然として全産業で最も高い数値となっている。

こうした状況を踏まえ、管下18労働基準監督署・支署において、次のとおり、東京都内の建設現場に対して、一斉に臨検監督を実施した。

### <建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要>

1. 対象 都内の建設工事現場 287現場
2. 期間 平成25年6月3日から6月14日
3. 実施結果 詳細は、別紙参照

- ・監督実施287現場のうち半数以上（156現場、54.4%）に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
- ・特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が約3割の現場（97現場、33.8%）で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

### 【今後の方針】

東京労働局としては、今回の一斉監督指導において労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針である。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、さらには、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしている（参考：「平成25年1月から6月までの送検事例」）。

さらに、東京労働局では、本年度、国が策定した第12次労働災害防止計画の初年度であることを受け、その推進計画である「第12次東京労働局労働災害防止計画」を定め、「Safe Work Tokyo」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け、官民一体となった取組を推進しており、特に建設業においては、死亡災害をはじめとする重篤度が高い労働災害の減少に向け、建設業関係団体等との緊密な連携の下、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進することとしている。



## 1 違反状況

## (1) 287 現場の 54.4% に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 287 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 156 現場（54.4%）であった。＜表 1＞

＜表 1＞ 現場の種類別 違反状況

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数	270	7	1	9	287
法令違反現場数	150	3	0	3	156
(違反率)	55.6%	42.9%	0.0%	33.3%	54.4%
作業停止等命令現場数	30	1	0	0	31
(違反率) 法令違反現場数に対する割合	20.0%	33.3%	0.0%	0.0%	19.9%

主な違反事項として

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 97 現場  
元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 111 現場

で認められた。＜表 2＞

なお、足場の作業床又は作業構台からの墜落・転落災害防止に関する違反現場のうち、54 現場においては、そもそも足場等に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、13 現場においては、従来の手すりに加え平成 21 年 6 月 1 日の労働安全衛生規則改正により新たに義務づけされた中さん又は下さん等が設置されていなかった。

＜表 2＞ 違反事項別 状況

違反事項	違反現場数 (割合: 対全 287 現場)	主な内容
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの 墜落・転落防止関係	97 (33.8%) うち足場に手すり等の 措置がなかった現場数 …54 現場 うち下さん・中さんが なかった現場数 …13 現場	・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則 518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則 519、653) ・高所作業箇所で安全帯取付け設備無し (安衛則 521)
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理 者等の選任、管理事項関係	111 (38.7%)	・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 29、29の 2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法 31)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	14 (4.9%)	・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない (安衛則 240) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則 242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則 245)
【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等に おける粉じんばく露防止関係	8 (2.8%)	・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の 不使用(粉じん則 27)
【建設機械】 建設機械を用いた作業におけ る危険の防止関係	6 (2.1%)	・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための 作業計画なし(安衛則 155) ・建設機械を運転する資格をもたない者が運転(安衛令 20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施 (安衛則 158)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の 防止関係	4 (1.4%)	・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則 78) ・厚生労働大臣の定める基準に適合していない移動式 クレーンの使用(クレーン則 64) ・移動式クレーンの作業方法等の決定なし(クレーン則 66の 2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則 74の 2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則 639)

安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則、令は労働安全衛生法施行令、クレーン則はクレーン等安全規則の略

(注 1)「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

## (2) 31 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 31 現場（法令違反が認められた現場の 19.9%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。〈表 1〉

## 2 リスクアセスメント等の取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等（注 2）の取組状況は、

実施している現場 254 現場（88.5%）

実施していない現場 33 現場（11.5%）

であった。

(注 2)リスクアセスメント等とは、以下の手順で実施する労働災害防止対策であり、危険の度合(リスク)に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

### <リスクアセスメント等の仕組み概要>

現場において事前に危険な箇所や作業の洗い出しを行う。

各危険箇所等について、危険の度合い(リスク)を見積もり、措置を講ずる優先度を決定する。

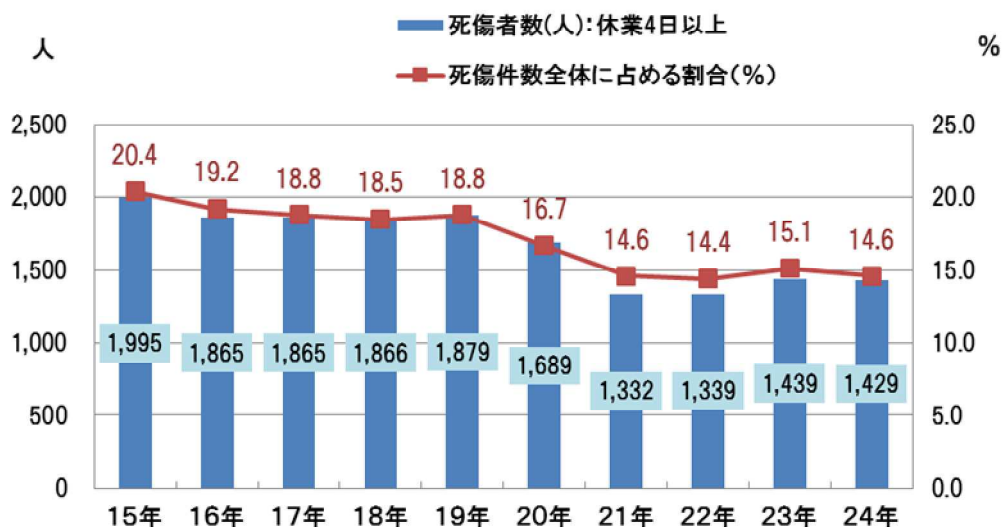
優先度に応じたリスクの除去・低減措置を検討し、措置を講じた後のリスクを評価する。

改善計画を策定し、計画に基づく措置を実施する。

講じた措置の有効性・効果を確認するとともに、残ったリスクを明確にする。 に戻る

〔参考〕

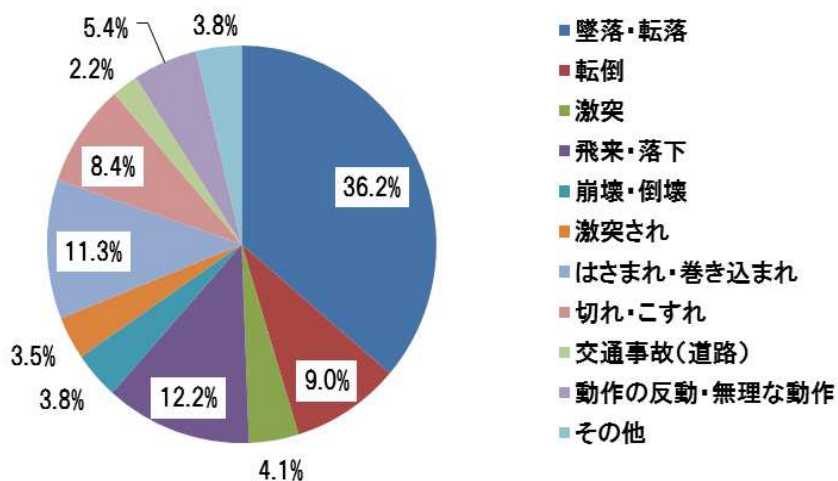
建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都）



平成 20 年以降の建設業における墜落・転落災害の推移（東京都）

	20年	21年	22年	23年	24年 (確定値)
死傷災害	1,689	1,332	1,339	1,439	1,429
うち墜落・転落 (割合・%)	601 (35.6%)	458 (34.4%)	465 (34.7%)	484 (33.6%)	518 (36.2%)
死亡災害	38	20	25	26	26
うち墜落・転落 (割合・%)	16 (42.1%)	10 (50.0%)	14 (56.0%)	11 (42.3%)	16 (61.5%)

平成 24 年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（東京都）



## ～平成25年1月から6月までの送検事例～

### 【事例1】

#### 墜落死亡災害で工事業者らを書類送検

渋谷労働基準監督署は、ビルの屋上防水工事現場において発生した墜落死亡災害について、施工業者2社を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

#### <事件の概要>

平成24年8月22日、東京都渋谷区内所在の4階建ビルの防水工事現場において、屋上のヘリサイン墨出し作業(床面などに基準線や印をつけること。)に従事していた下請のB社の労働者が、屋上から地上に墜落して死亡するという災害が発生した。

#### 捜査の結果

- ・元請のA社の現場代理人は、墜落により下請の労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、墜落防止措置としての手すりを設けずに作業を行わせ、
- ・被災者の所属するB社の職長は、同所で、被災者に墜落の危険があったにもかかわらず、手すりを設置することなく墨出し作業を行なわせたこと

が判明した。

### 【事例2】

#### コンクリート打設中に型枠支保工が倒壊 4名が重軽傷を負った事故で書類送検

三田労働基準監督署は、A社及び同社代表取締役と同社所属で事故発生当日の作業主任者を共犯で、また、元請である共同企業体(JV)の代表者B社及び同社現場所長らを労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

#### <事件の概要>

平成23年8月12日、東京都港区内のビル改築工事において、8階天井部分のコンクリート打設作業中、コンクリートの型枠を支えるパイプサポート等が倒壊し、4名が負傷する事故が発生した。

捜査の結果、型枠支保工に用いる支柱の高さが3.5メートルを超える場合は高さ2メートル以内ごとに2方向に水平つなぎを設ける等の措置を講じなければならなかったにもかかわらず、

- ・A社は、自らが雇用する労働者に対する危険防止措置として、当該水平つなぎ等を設けていなかったこと
- ・工事の注文者である共同企業体(JV)の代表者であるB社は、下請の労働者に対する危険防止措置として、当該水平つなぎ等を設けていなかったこと

が判明した。

### 【事例3】

#### 昇降中の墜落災害で施工業者2社を書類送検

新宿労働基準監督署は、A社及び同社代表取締役、また、元請である共同企業体の代表者B社及び同社現場所長を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

#### <事件の概要>

平成24年7月31日、東京都新宿区内の建設工事現場において、金属製の円筒内に鉄筋で組み立てた基礎杭部分に生コンクリートを打設した後、杭の頭部で作業中、A社の労働者が円筒内部に取り付けた梯子を昇降中に墜落し、鉄筋の一部が体に突き刺さり重傷を負う労働災害が発生した。

捜査の結果、深さが1.5メートルをこえる箇所で行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならないにもかかわらず、

- ・A社は、自らが雇用する労働者に対する危険防止措置として、当該安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと
- ・工事の注文者である共同企業体の代表者であるB社は、下請の労働者に対する危険防止措置として、当該安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと

が判明した。

【事例 4】

防水工事現場の墜落災害で元請と防水工事業者を書類送検

江戸川労働基準監督署は、屋上防水工事において発生した墜落死亡災害について、施工業者 2 社を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

< 事件の概要 >

平成 24 年 4 月 25 日に、東京都江戸川区内の 3 階建て住宅の屋上防水工事において、下請け業者の労働者が、荷揚げ用として設置された設備から地上に墜落し死亡するという労災事故が発生した。

捜査の結果、屋上の防水作業を行わせるに当たり、地上から高さ 9.8メートルあったにもかかわらず、

- ・元請業者は、下請業者の労働者が安全に昇降するための設備を設けず、また、屋上に墜落防止設備を設けなかったこと
- ・下請業者は、労働者が安全に昇降するための設備等を設けず、また、屋上に墜落防止設備を設けなかったこと

が判明したことから、それぞれの違反について送検したものである。

【事例 5】

土砂崩壊による死亡災害で労働者派遣法を適用し  
元請工事業者を書類送検

八王子労働基準監督署は、A 社及び同社の現場代理人を、労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

< 事件の概要 >

平成 24 年 3 月 12 日午後 1 時 50 分頃、東京都稲城市内の土木工事現場内において、一次下請負人の労働者が掘削溝の中に入りスコップで床付け作業を行っていたところ、掘削溝の北東の端近くの法面が突然大きく崩れ、生き埋めとなり死亡するという労災事故が発生した。

捜査の結果、掘削溝の中で作業を行わせるに際し、地山の崩壊等により危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、A 社の現場代理人は、土止め支保工を設ける等当該危険を防止するための措置を講じていないことが判明した。

また、高さ 2メートル以上の地山を掘削する際は、地山の掘削作業主任者に作業を直接指揮させなくてはならないにもかかわらず、災害発生時は地山の掘削作業主任者は不在であった。

【事例 6】

労災かくして設備工事業者を書類送検  
所轄外の労働基準監督署長へ虚偽報告

王子労働基準監督署は、A 社と同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、本日、東京地方検察庁に書類送検した。

< 事件の概要 >

平成 22 年 4 月 27 日、東京都北区内の製造工場内において、機械設備の配管撤去・取付工事を行っていたところ、A 社の労働者が機械設備から墜落し、骨盤を骨折する労働災害が発生した。

同社の代表取締役は、平成 22 年 6 月、「同社の作業場（埼玉県戸田市）で負傷した」とする虚偽の労働者死傷病報告書を同社の本社を管轄する川口労働基準監督署長に提出した。

労働安全衛生法では、休業 4 日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書の提出を義務づけているが、捜査の結果、製造工場内の工事現場で発生した労働災害を隠ぺいするため、工事現場を所轄する王子労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出せず、虚偽の労働者死傷病報告書を川口労働基準監督署長に提出した。